

# 第12回 『円満な相続』セミナー

開催日 平成27年9月19日（土） 13:10受付～16:30まで  
セミナー13:30～15:20／個別相談 15:20～16:30

会場 アクトシティ浜松 研修交流センター 402会議室  
浜松市中区中央三丁目9-1 (053)451-1111

テーマ ☆『みまもり家族制度』ってなに？ 13:30～14:20  
講師 花城正章氏（公益財団法人 日本ライフ協会 静岡事務所 所長）  
休憩 14:20～14:30

☆『かしこい生前贈与の活用法』 14:30～15:20  
講師 鈴木真吾氏（税理士 NPO法人相続研究所 会員）

会費 お一人様 1,000円（資料代）  
定員 40名（定員になり次第締め切りとさせていただきます。）  
セミナー終了後、予約制の無料個別相談会があります。個別相談は、先着10名です。  
ご予約受付・お問合せは、TEL053-448-7221  
(午前9時より午後5時まで。土日祭日は、休み)

## セミナー内容のご案内

- ☆『みまもり家族制度』 近くに頼れる人がいない、子供や親族に迷惑をかけたくない、身寄りのない方などの“身元保証支援” “暮らしのサポート（日常生活支援）” “万一の時の支援” “葬送支援” 等の終身にわたる永続的な『家族の代わりとなるサポート』を行います。
- ☆『かしこい生前贈与の活用法』 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。贈与を受けた事実を知らなかった（名義預金）等の場合には、何年経っても贈与が成立していないとして、相続財産となります。

## 《NPO法人相続研究所》

NPO法人 相続研究所は、広く一般市民の中で相続・遺言・遺留分・相続手続・成年後見制度・不動産問題等で悩んでいる人々に対して、税理士・司法書士・弁護士などの専門家と連携しながら、各種セミナーや相談会等を行い、情報提供や専門家の斡旋を行うことによって、相続争いを未然に防ぎ、もめ事のないよう、人々の快適な豊かな生活実現と福祉の向上に寄与することを目的としています。

## 講師紹介



花城正章氏  
公財 日本ライフ協会  
静岡事務所 所長



鈴木真吾氏  
鈴木真吾会計事務所  
税理士・行政書士

## 主催/NPO法人 相続研究所

無料個別相談は、NPO法人相続研究所会員の弁護士・税理士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・社会保険労務士・宅地建物取引士・金融の専門家・不動産の専門家があたります。  
予約制にて先着10組様です。  
お早めにご安心してご予約下さい。

## NPO法人 相続研究所 事務局

〒432-8061 浜松市西区入野町 16102-10  
TEL・FAX 053(448)7221  
平日：午前9時～午後5時まで